

# 旧優生保護法補償金等制度及び相談窓口広報・啓発業務委託仕様書

## 1 業務の名称

旧優生保護法補償金等制度及び相談窓口広報・啓発業務

## 2 業務の目的

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号。以下「法」という。）の規定に基づく補償金等支給制度（以下「補償金等制度」という。）及び本県が設置する旧優生保護法補償金等受付・相談窓口（以下「相談窓口」という。）について、当事者の方々が抱えている様々な事情や気持ちに最大限の配慮を行いつつ、効果的な広報及び啓発を行うことで、当事者やその関係者に補償金等制度の情報を届けるとともに、相談窓口への相談及び補償金等の請求につなげ、もって、法が制定された目的の実現を図るものである。

## 3 業務の実施期間

契約を締結した日から令和8年3月31日まで

## 4 広報内容

- (1) 補償金等制度の概要（対象者、補償金の額等）
- (2) 相談窓口について（電話番号、対応する時間帯等）

※ 詳細は別紙（旧優生保護法補償金等リーフレット）を参照。

## 5 啓発趣旨

- (1) 法の趣旨及び補償金等制度の内容への理解
- (2) 当事者又は関係者の相談・補償金等請求への動機付け

（参考）法前文

昭和23年制定の旧優生保護法に基づき、あるいはその存在を背景として、多くの方々が、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的の下、特定の疾病や障害を有すること等（以下「特定疾病等」という。）を理由に生殖を不能にする手術若しくは放射線の照射（以下「優生手術等」という。）又は人工妊娠中絶を受けることを強いられて、子を生み育てるか否かについて自ら意思決定をする機会を奪われ、これにより耐えがたい苦痛と苦難を受けてきた。

特定疾病等を理由に優生手術等を受けることを強いられたことに関しては、平成31年に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が制定されたが、同法はこれを強いられた方々に対してその被った苦痛を慰謝するものであり、国に損害賠償責任があることを前提とするものではなかった。また、特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を受けることを強いられたことに関しては、これまで謝罪も慰謝も行われてこなかった。

しかしながら、令和6年7月3日の最高裁判所大法廷判決において、特定疾病等に係る

方々を対象者とする生殖を不能にする手術について定めた旧優生保護法の規定は日本国憲法第13条及び第14条第1項に違反するものであり、当該規定に係る国会議員の立法行為は違法であると判断され、国の損害賠償責任が認められた。

国会及び政府は、この最高裁判所大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、特定疾病等を理由に生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する規定に係る立法行為を行い及びこれを執行するとともに、都道府県優生保護審査会の審査を要件とする生殖を不能にする手術を行う際には身体の拘束や欺罔等の手段を用いることも許される場合がある旨の通知を発出するなどして、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、悔悟と反省の念を込めて深刻にその責任を認めるとともに、心から深く謝罪する。また、これらの方々が特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を受けることを強いられたことについても、心から深く謝罪する。

ここに、国会及び政府は、この問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、その被害の回復を図るため、およそ疾病や障害を有する方々に対するいわれのない偏見と差別を根絶する決意を新たにしつつ、この法律を制定する。

## 6 業務の内容

前記5に掲げる啓発趣旨を踏まえ、次の業務を行うこと。

### (1) 補償金等制度及び相談窓口の広報

- ・ 前記4に掲げる広報内容について、補償金等制度の対象者の年齢等も踏まえ、複数のメディア（広報媒体）※を組み合わせた広報を行うこと。

※ ここでいうメディア（広報媒体）とは、次のようなものをいうこと。

- 印刷媒体…新聞、フリーペーパー、情報誌
- 電波媒体…テレビ、ラジオ
- インターネット媒体…Webサイト、SNS、動画配信
- 交通広告媒体…バス広告など

※ テレビCMを活用した広報を行う場合には、分かりやすい映像（テロップ）や手話実写動画、ナレーションを組み合わせて、障がいをお持ちの方に配慮したものを制作すること。

- ・ 各々の広報を行うにあたっては、宮崎県ホームページにおける次のページのURLやQRコード、キーワード検索の表示など、当該ページへの誘因を図る取組を行うこと。

#### 【宮崎県ホームページ】

- 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方へ
- 宮崎県の旧優生保護法補償金等受付・相談窓口について

### (2) 啓発用チラシの製作

- ・ 法の趣旨及び補償金等制度の内容を理解し、相談窓口への相談や補償金等の請求につながることを目的とした啓発用チラシを次により製作すること。  
ア デザイン及びキャッチコピー

当事者の方々が抱えている様々な事情や気持ちに対する最大限の配慮を踏まえたものとすること。

イ サイズ・規格

A4 フルカラー両面 マット紙 90kg

ウ 枚数

3,000 枚以上

合わせて、チラシ原稿に係る以下の電子データを納入すること。

- 「Adobe Illustrator」又は「Adobe InDesign」で編集可能なデータ
- 画像データ（JPEG 又は PNG）

エ 納入期限

令和8年3月27日（金）とする。

## 7 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、本仕様書のほか、関係法令を遵守すること。
- (2) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ宮崎県の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務の実施体制を明らかにすること。
- (4) 本業務による成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は宮崎県に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に明示のない事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。